被措置児童等虐待事案の状況について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき対応した被措置児童等虐待の状況は、次のとおりです。

令和4年度

1 虐待案件受理の状況

· /=		
受理件数	調査結果	
	該当	非該当他
12件	2件	10件

2 被措置児童等虐待の状況

被害児童性別	
男子	女子
1名	1名

被害児童年齢階層			
乳幼児	小学生	中学生	高校生
1名	1名	0名	0名

虐待の類型				
身体的	性的	心理的	ネグレクト	
0名	0名	1名	1名	

施設種別	
児童養護施設	里親
1 件	1 件

職員等の職種		
児童指導員	里親	
1名	2名	

3 県が講じた措置等

県では、被措置児童等虐待が疑われる事案を受理した場合、関係施設等を訪問し、子ども及び職員等からの聴き取り調査を実施しています。調査結果を児童福祉審議会権利擁護部会に報告し(里親の事案については、児童福祉審議会施設里親部会にも報告)、同審議会の意見を踏まえ、2件の事案について虐待該当と判断し、施設等に対して再発防止策の取組み等について指導中です。